

議案第39号 訴えの提起について

1. 事 件 名 : 違約金支払請求訴訟
2. 原 告 : 交野市長 山本 景
3. 被 告 : 株式会社CADS 代表取締役 清水 寛之
4. 対象事業 : 総合体育施設改修工事設計業務委託 契約金額 金20,097,000円(消費税額含む)
履行期間 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで
5. 請求の趣旨 : (1) 被告は、原告に対し、違約金2,009,700円及びこれに対する令和7年10月1日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

※金額根拠 本契約第19条第3項に規定する委託料の10/100に相当する額

6. 訴訟の概要 : 対象事業の一部成果品の提出期限(令和7年7月25日)を迎えた時点で、被告から成果物又は成果物とみなされるものが提出されなかった。これに対して同年8月4日付けで同年8月18日までに一部成果品の提出を求める履行の請求を書面で行ったが、被告より期限内での提出が不可能であるとの回答があったため、同年9月8日付で契約解除通知と併せて違約金の請求を行ったが支払いに応じず、その後、再三支払いを求めたが、被告がこれに応じなかったため、違約金支払請求の訴えを提起するものである。